

ReCoBook利用約款 新旧対応表(変更点一覧)

2020年12月1日改定

条項	変更前	変更後	変更のポイント
第1条1項	1.「ReCoBook」:事業者の従業員および事業者が指定した者(以下あわせて「従業員等」といいます。)が自身の仕事の状況を記録もしくはサーベ이에回答し、または他の従業員等がこれらを読みもしくはこれらに対してアドバイスをすることを通じて従業員等の成長を促すための環境を提供する当社のサービスをいいます。	1.「ReCoBook」:事業者の従業員および事業者が指定した者(以下あわせて「従業員等」といいます。)が自身の仕事の状況を記録もしくはサーベ이에回答し、または他の従業員等がこれらの記録および回答を閲覧することもしくはこれらに対してアドバイスをすることなどを通じて、従業員等の成長を促すための環境を提供する当社のサービスをいいます。	文意をより明確にするための変更
第1条2項	2.「事務局アカウント」:第4条に従い当社から事業者が付与される、事業者の本サービスの利用にかかわるアカウントをいいます。	2.「事務局アカウント」:当社から事業者が付与される、事業者の事務局による本サービスの利用にかかわるアカウントをいいます。	不要な文言を削除 文意をより明確にするための変更
第1条3項	3.「ユーザアカウント」:第5条に従い事業者からユーザに割り当てられる、ユーザの本サービスの利用にかかわるアカウントをいいます。	3.「ユーザアカウント」:事業者からユーザに割り当てられる、ユーザによる本サービスの利用にかかわるアカウントをいいます。	不要な文言を削除 文意をより明確にするための変更
第1条4項	4.「ユーザアカウント等」:本サービスの利用にかかわるユーザアカウントおよびパスワードをいいます。	4.「アカウント等」:事務局アカウントとユーザアカウントおよびこれらに付随するパスワードをいいます。	事務局アカウントを含めた定義に変更
第1条5項	5.「ユーザ」:事業者の従業員等で、事業者が割り当てたユーザアカウントを用いて本サービスを利用する個人をいいます。	5.「ユーザ」:事業者の従業員等で、ユーザアカウントを用いて本サービスを利用する個人をいいます。	冗長な文言を削除
第1条7項	7.「個人情報」:事業者またはユーザに関する情報であって、当該情報を構成する氏名、性別、メールアドレス、生年月日その他の記述等によりユーザまたはその他の個人を識別できるものをいい、当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを指します。	7.「個人情報」:個人に関する情報であって、当該情報を構成する氏名、性別、メールアドレス、生年月日その他の記述等により個人を識別できるものをいい、当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを指します。	適切な文言に変更
第1条9項	9.「サービス利用開始日」:事業者が申込書により申込み、当社が承諾した日をいい、事業者はサービス利用開始日以降本サービスを利用できるようになります。	9.「サービス利用開始日」:事務局アカウントの利用開始日をいい、事業者はサービス利用開始日以降本サービスを利用できるようになります。	第4条1項の変更に合わせて定義に変更
第1条10項	10.「ユーザ利用開始日」:事業者がユーザアカウント等を従業員等に割り当てる際に指定した日をいい、ユーザはユーザ利用開始日以降本サービスを利用できるようになります。	10.「ユーザ利用開始日」:事業者がユーザアカウントを従業員等に割り当てる際に設定した日をいい、ユーザはユーザ利用開始日以降本サービスを利用できるようになります。	適切な文言に変更
第3条	第3条(契約の成立) 前条の事業者による本サービスの利用にかかる申し込みがなされ、当社が当社の取引基準に基づく審査により適格と判断した場合において、当社による承諾の意思表示が事業者に到達した時をもって、当社と事業者の間に本契約が成立するものとします。ただし、事業者は、本約款の内容を理解しこれに同意した場合に限り、本サービスを利用することができるものとします。	第3条(契約の成立と契約期間) 1. 前条の事業者による本サービスの利用にかかる申し込みがなされ、当社が当社の取引基準に基づく審査により適格と判断した場合において、当社による承諾の意思表示が事業者に到達した時をもって、当社と事業者の間に本契約が成立するものとします。ただし、事業者は、本約款の内容を理解しこれに同意した場合に限り、本サービスを利用することができるものとします。 2. 本契約の契約期間は、前項により契約が成立した日より、事務局アカウントの利用終了日までとします。	・条文見出しに「契約期間」を追加 ・2項を追加し契約期間について記載
第4条	第4条(サービス登録)	第4条(サービス登録と利用、解約)	条文見出しに「利用、解約」を追加
第4条1項	1. 当社は、本契約が成立した場合には、サービス利用開始日までに事業者の本サービスへの登録を完了し、事業者に対し事務局アカウントを発行するものとします。事務局アカウントは、本契約の解除または本サービス利用の停止・終了まで有効です。	1. 当社は、本契約が成立した場合には、サービス利用開始日までに事業者の本サービスへの登録を完了し、事業者に対し事務局アカウントを発行するものとします。 2. 事業者は、事務局アカウントを用いて、本サービスの利用に必要なユーザアカウントの登録とその利用開始日の設定、または利用プランの利用開始日の設定ができます。課金対象となる、ユーザアカウントまたは利用プランの利用開始日の設定を行った場合、第13条の定めに従い利用料が発生します。	・第3条2項の追加に伴い1項後段を削除 ・2項を追加して事務局アカウントの利用方法を記載
第4条2項	2. 当社または事業者の都合により事務局アカウントを再発行する場合には、当社は、情報セキュリティの観点から事業者の認証を行うことができるものとします。なお、事業者は、事務局アカウントの再発行にかかる事務処理は一定の時間を要し、当社が即時の再発行には応じられないことを予め承諾します。	3. 当社または事業者の都合により事務局アカウントを再発行する場合には、当社は、情報セキュリティの観点から事業者の認証を行うことができるものとします。なお、事業者は、事務局アカウントの再発行には一定の時間を要し、当社が即時の再発行には応じられないことを予め承諾します。	・新2項の追加により、3項に項番号を変更 ・不要な文言を削除
	-	4. 事業者が、契約期間中に、課金対象となる、ユーザアカウントの追加もしくは既存ユーザアカウントの利用期間の更新を行った場合、または利用プランの利用期間の更新を行った場合、これに伴って事務局アカウントの利用終了日も更新され、本契約の契約期間は当該更新後の事務局アカウントの利用終了日まで延長されます。	新たに4項を追加して、契約期間中の、課金対象となる、ユーザアカウントまたは利用プランの利用期間の更新に伴う契約期間の延長を記載
第4条3項	3. 事業者が本契約の解除および事務局アカウントの削除を希望する場合には、当社指定の様式にて申請するものとします。	5. 事業者が、契約期間満了前に本契約の解約(事務局アカウントの利用終了)を希望する場合には、当社指定の様式にて申請するものとします。この場合、事業者の申請に基づき、当社が事務局アカウントの利用を停止した日をもって本契約は終了します。	・新2項、新4項の追加により5項に項番号を変更 ・解約時は、事務局アカウントの利用停止日に契約終了となることを記載

第4条4項	4. 当社は、当社の行う審査において、事業者が本サービスの一部または全部のサービスの利用について不適格と判断した場合は、事業者の事務局アカウントの登録を拒否し、または、既になされた事務局アカウントの削除をすることがあります。なお、当社はこの場合であっても事業者が既に利用料を当社に支払っている場合には、減額・返還の義務を負わないものとします。	6. 当社は、当社の行う審査において、事業者が本サービスの一部または全部のサービスの利用について不適格と判断した場合は、事業者の事務局アカウントの登録を拒否し、または、 <u>並行進みの事務局アカウントの利用を停止することがあります。なお、事業者が既に利用料を当社に支払っている場合には、当社は当該利用料の減額・返還義務を負わないものとします。</u>	・新2項、新4項の追加により6項に項番号を変更 ・より適切な文言への変更
第5条	第5条(ユーザアカウント等の管理)	第5条(アカウント等の管理)	条文見出しより「ユーザ」を削除
第5条1項	1. 事業者は、サービス利用開始日以降ひとつのユーザアカウント等に対してひとつのユニークな従業員等を割り当てるものとします。ユーザアカウントを複数の従業員等で共用し、またはひとつの従業員等から別の従業員等に引き継いで使用することはできません。	1. 事業者は、サービス利用開始日以降、ひとつのユーザアカウントに対してひとつのユニークな従業員等を割り当てるものとします。ユーザアカウントを複数の従業員等で共用し、またはひとつの従業員等から別の従業員等に引き継いで使用することはできません	不要な文言を削除
第5条2項	2. 事業者は、ユーザアカウント等を厳重に管理する義務を負い、第三者に譲渡または貸与もしくは開示等してはならないものとします。事業者のユーザアカウント等の管理不十分、第三者によるユーザアカウント等の不正使用等による事業者およびユーザの損害に対し当社は一切の責任を負いません。また、第三者がユーザアカウント等を用いて本サービスを利用した場合、当社は当該利用が事業者によるものとみなします。	2. 事業者は、アカウント等を厳重に管理する義務を負い、第三者に譲渡または貸与もしくは開示等してはならないものとします。事業者のアカウント等の管理不十分、第三者によるアカウント等の不正使用等による事業者およびユーザの損害に対し当社は一切の責任を負いません。また、第三者がアカウント等を用いて本サービスを利用した場合、当社は当該利用が事業者によるものとみなします。	ユーザアカウント等に限定していた文言から、事務局アカウントを含めた文言へ変更
第5条3項	3. 前二項にもかかわらず、事業者が、事務処理の必要性から、事業者が行うべき作業等を第三者に代行させる場合は、当該第三者に本約款における事業者と同等の義務を負わせようとして、事業者の一切の責任においてこれを行うものとし、それにかかる事故等に関し、当社は何らの責任も負わないものとします。	3. 前二項にもかかわらず、事業者が、事務処理の必要性から、事業者が行うべき作業等を第三者に代行させる場合は、当該第三者に本約款における事業者と同等の義務を負わせようとして、 <u>当社が別途定める手続きに従い申し出るものとします。なお、当社は、当該第三者が本サービスの提供に支障を及ぼすまたは及ぼすおそれがあると判断した場合、当該第三者の作業代行を認めないことがあります。事業者は、事業者の一切の責任において当該作業代行を行うものとし、それにかかる事故等に関し、当社は何らの責任も負わないものとします。</u>	第三者による作業代行の条件をより詳細なものに変更
第8条	第8条(機密情報の保持) 事業者および当社は、相手方の事前の書面による承諾なく、本サービスの提供ないし利用に関して知り得た相手方に関する情報を、第7条に定める場合を除き、第三者に開示、漏洩してはならないものとします。ただし、以下の各号の情報を除きます。 (1)相手方から知り得た時点で、公知である情報 (2)相手方から知り得た後、自己の責によらず公知となった情報 (3)第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報 (4)相手方から知り得た情報によることなく、独自に開発した情報 (5)法令の定め、または裁判所、政府機関等の命令により、その開示が義務づけられた情報	1. 事業者および当社は、相手方の事前の書面による承諾なく、本サービスの提供ないし利用に関して知り得た相手方に関する情報を、 <u>前条に定める場合を除き、第三者に開示、漏洩してはならないものとします。ただし、以下の各号の情報を除きます。</u> (1)相手方から知り得た時点で、公知である情報 (2)相手方から知り得た後、自己の責によらず公知となった情報 (3)第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報 (4)相手方から知り得た情報によることなく、独自に開発した情報 2. 事業者および当社は、 <u>法令の定めまたは裁判所、政府機関の命令等により機密情報の開示を義務づけられた場合、前項の定めにかかわらず、対象となる機密情報を開示できるものとします。</u>	1項5号を削除し、新たに2項を追加して、法令等により開示を義務付けられた場合の対応について記載
第9条	第9条(個人情報) 当社は、本サービスの提供に際して事業者より個人情報の取扱いの委託を受ける場合、当該個人情報を機密として保持し、第7条に定める場合を除き、事業者の事前の承諾なく、第三者に開示、漏洩し、また本サービスの提供以外の目的で利用してはならないものとします。また、当社は、当該個人情報の漏洩、滅失、毀損等の防止に必要な合理的な安全管理措置を講じなければならないものとします。なお、当該個人情報前条各号に該当する場合も、当社は、当該個人情報を機密として保持しなければならないものとします。	第9条(個人情報) 当社は、本サービスの提供に際して事業者より個人情報の取扱いの委託を受ける場合、当該個人情報を機密として保持し、第7条に定める場合を除き、事業者の事前の承諾なく、第三者に開示、漏洩し、また本サービスの提供以外の目的で利用してはならないものとします。また、当社は、当該個人情報の漏洩、滅失、毀損等の防止に必要な合理的な安全管理措置を講じなければならないものとします。なお、当該個人情報前条第1項各号に該当する場合も、当社は、当該個人情報を機密として保持しなければならないものとします。	第8条の変更に伴い、参照条項を変更
第10条	第10条(知的財産権の帰属) 1. 本サービス(内容、配列、採点方法、マニュアル、解説書等を含む)および本サービスを通じて当社から事業者へ提供される成果物に関する著作権等の知的財産権(著作権法第27条および28条に定める権利を含む)は、すべて当社に帰属するものとします。 2. 事業者は、成果物を、本サービスの目的の範囲で、自社内においてのみ非独占的に自由に使用できるものとします。	第10条(知的財産権の帰属) 1. 本サービス(内容、配列、採点方法、マニュアル、解説書等を含みます。)および本サービスを通じて当社から事業者へ提供される情報や事業者が得たサービスの結果(以下「情報等」といいます。)に関する著作権等の知的財産権(著作権法第27条および28条に定める権利を含みます。)は、すべて当社に帰属するものとします。 2. 事業者は、情報等を、本サービスの利用目的の範囲で、自社内においてのみ非独占的に自由に使用できるものとします。	より適切な文言への変更
第12条1項	1. 当社は、ユーザアカウント等が不正に利用されているもしくはその疑いがある場合、当該ユーザアカウント等を変更するよう事業者に求め、また当該ユーザアカウント等の利用を一時的に停止することができます。	1. 当社は、アカウント等が不正に利用されているもしくはその疑いがある場合、当該アカウント等を変更するよう事業者に求め、また当該アカウント等の利用を一時的に停止することができます。	ユーザアカウント等に限定していた文言から、事務局アカウントを含めた文言へ変更

第13条1項	利用料は、当社が別途定める特定の機能および特定のユーザーアカウントの利用開始日翌日0時(当日の24時)を迎えた時点で、事業者に対し支払い義務が発生するものとします。事業者が、当該利用開始日以降、本サービスの利用停止、本契約の解除、キャンセルまたは事務局アカウントもしくはユーザーアカウントの変更・削除等を希望した場合であっても、利用料は減額・返還されないものとし、事業者は利用料の支払い義務を負うものとします。	利用料は、課金対象となる、ユーザーアカウントまたは利用プランの利用開始日に、事業者に対し支払い義務が発生するものとします。事業者が、当該利用開始日以降、本契約の解約、ユーザーアカウントの変更・削除等を希望した場合であっても、利用料は減額・返還されないものとし、事業者は利用料の支払い義務を負うものとします。	文意をより明確にするための変更
第14条4項	4. 当社が前項の通知を受領した場合は、当該変更条件適用開始日の前日をもって本契約は終了するものとします。ただし、事業者は利用料の全額について支払義務を負うものとし、事業者が既に利用料を支払っている場合には、当社は事業者に対し利用料の返還義務を負わないものとします。	4. 当社が前項の通知を受領した場合は、当該変更条件適用開始日の前日をもって本契約は終了するものとします。ただし、事業者は利用料の全額について支払義務を負うものとし、事業者が既に利用料を支払っている場合には、当社は事業者に対し当該利用料の減額・返還義務を負わないものとします。	第4条、第13条の文言に挿入る変更、
第14条5項	5. 第4項の規定により本契約が終了する場合を除き、本約款は、適用開始日に、当該変更条件どりに当然に変更されるものとします。	5. 前項の規定により本契約が終了する場合を除き、本約款は、適用開始日に、当該変更条件どりに当然に変更されるものとします。	より適切な文言への変更
第15条4項	4. 通常講ずべきコンピュータウイルス対策では防止できないコンピュータウイルス被害が生じた場合、当社は一切責任を負わないものとします。当社は、コンピュータウイルスその他の不可抗力に起因して本サービスにおけるデータが消失・変更されないことおよび本サービスの提供に不具合やエラーや障害が生じないことを保証するものではありません。	4. 通常講ずべきコンピュータウイルス対策では防止できないコンピュータウイルス被害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。当社は、コンピュータウイルスその他の不可抗力に起因して本サービスにおけるデータが消失・変更されないことおよび本サービスの提供に不具合やエラーや障害が生じないことを保証するものではありません。	より適切な文言への変更
第15条6項	6. 事業者が日本以外の国または地域において本サービス(採点結果の利用を含む)を利用した場合において、本サービスの一部または全部が、当該国または地域における法令、慣習等に抵触したことにより、事業者その他の第三者に損害が生じた場合、当社は一切責任を負わないものとします。	6. 事業者が日本以外の国または地域において本サービス(サービスの結果の利用を含みます。)を利用した場合において、本サービスの一部または全部が、当該国または地域における法令、慣習等に抵触したことにより、事業者その他の第三者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。 7. 天災、戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害意による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差止行為、国防、公衆衛生に関わる緊急事態、国または地方公共団体の行為または規制など、当社のコントロールの及ばないあらゆる原因により、本サービスの提供に履行遅滞または不履行が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします	より適切な文言への変更 ・7項を挿入して、不可抗力に起因する免責を記載
	-	第16条(データ等の利用) 当社は、事業者およびユーザーによる本サービスの利用に関するデータ(本サービスに関し送信または開示等したコメントおよび回答、本サービスの閲覧履歴ならびに利用履歴を含みますがこれらに限られません。)について、事業者およびユーザーを識別、特定できないように加工、集計した統計データおよび属性情報等を作成し、当該統計データおよび属性情報等を何らの制限なく利用することができ、事業者はこれを承諾するものとします。なお、当該利用には、当社の顧客への提案および報告、広報、宣伝、分析、研究ならびに本サービスおよび新規サービスに関する検討および開発のための利用を含みますが、これらに限られません。	データ等の利用について、新第16条として挿入 これに伴い、次条以降の条番号を変更(条番号の変更のみについては、以下、記載を省略)
第16条(新第17条)	第16条(データの閲覧、廃棄、削除、消去) 1. 事業者は契約期間中、過去の仕事の状況記録、コメント、サーベットの回答、その結果等の本サービス上のデータ(以下「過去データ」といいます。)の閲覧やダウンロード等を行うことができます。しかし、契約期間終了後は過去データの閲覧およびダウンロード等はできません。 2. 当社は、事業者から過去データの削除依頼があった場合、速やかに当該過去データの廃棄、削除、消去を行うものとします。なお、個人情報の消去は、個人を識別不能とする処理を含みます。	第17条(データの閲覧、廃棄、削除、消去) 1. 事業者は、契約期間中のみ、過去の仕事の状況の記録、コメント、サーベットの回答、その結果等の本サービス上のデータ(以下「過去データ」といいます。)の閲覧やダウンロード等を行うことができます。また、事務局アカウントを用いてユーザーアカウントに付随する過去データを削除等することができます。 2. 契約期間終了後の過去データの保管期間について、当社は、内規にてこれを定めるものとします。当社は、当該保管期間経過後は、過去データの保管義務を負わず、当社の裁量でこれを削除することができます。なお、当社は、当該保管期間中において、事業者からの求めに応じて、過去データを事業者に提供する義務を負わないものとします。事業者は、過去データの保管が必要な場合、契約期間中に過去データをダウンロード等して保管するものとします。 3. 当社は、事業者から過去データの削除依頼があった場合、速やかに当該過去データの廃棄、削除、消去を行うものとします。なお、個人情報の消去には、個人を識別不能とする処理を含みます。	より適切な文言への変更 ・1項に、事業者が事務局アカウントを用いて過去データを削除等できることを追加 ・新2項を挿入して、過去データの保管期間について記載 新2項の挿入に伴い、旧2項を新3項に変更
第19条(新第20条)	第19条(禁止事項) セキュリティ保持の必要性に鑑み、事業者の自動巡回プログラム等により本サービスに関するシステムの全部または一部に過負荷をもたらすおそれのある行為または当社の事前の書面による承諾なく、本サービスの利用の目的を超えてアクセスする行為(セキュリティ診断、検査その他アクセスの目的および方法を問いません。)は一切禁止します。万一事業者が当該行為を行った場合、当社はこれに対し事前予告なくして遮断措置等技術上の措置を講じることができるものとします。これにより事業者に損失が生じた場合でも当社は何ら責任を負わないものとします。	第20条(禁止事項) セキュリティ保持の必要性に鑑み、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、事業者の自動巡回プログラム等により本サービスに関するシステムの全部または一部に過負荷をもたらすおそれのある行為または本サービスの利用の目的を超えてアクセスする行為(セキュリティ診断、検査その他アクセスの目的および方法を問いません。)は一切禁止します。万一事業者が当該行為を行った場合、当社はこれに対し事前予告なくして遮断措置等技術上の措置を講じることができるものとします。これにより事業者に損失が生じた場合でも当社は何ら責任を負わないものとします。	当社の事前承諾について、禁止事項全体にかかるように位置を変更

<p>第20条1項 (新第21条)</p>	<p>1. 当社は、事業者が次の各号の一に該当するときは、即時に本契約を解除または本サービスの提供を停止することができます。</p> <p>(略)</p> <p>(9)第17条の表明保証に違反したとき</p>	<p>1. 当社は、事業者が次の各号の一に該当するときは、即時に本契約を解除(アカウント等の停止を含み、以下本条において同様とします。)または本サービスの提供を停止することができます。</p> <p>(略)</p> <p>(9)第18条の表明保証に違反したとき</p>	<p>・契約解除時には、アカウント等が利用停止となることを明記 ・新16条の挿入に伴い、9号の参照条番号を変更</p>
<p>第20条3項 (新第21条)</p>	<p>3. 事業者は、前2項の規定により本契約を解除された場合には、期限の利益を喪失し、直ちに当社に対する一切の債務を弁済するものとします。</p>	<p>3. 事業者は、前二項の規定により本契約を解除された場合には、期限の利益を喪失し、直ちに当社に対する一切の債務を弁済するものとします。</p>	<p>より適切な文言への変更</p>
<p>第22条 (新第23条)</p>	<p>第22条(存続条項) 本契約終了後も、第8条、第9条、第10条、第13条、第15条、第16条、第17条、第18条、第21条、第23条および本条は有効に存続するものとします。</p>	<p>第23条(存続条項) 本契約終了後も、第6条、第8条、第9条、第10条、第13条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第22条、第24条および本条は有効に存続するものとします。</p>	<p>・第6条、新第16条を追加 ・新第16条の挿入に伴い、旧第16条以降の参照条番号を変更</p>